

前回会合までのゲストによる講演概要 (グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会)

令和4年7月

マウリッツ・ドールマンズ氏 (第2回会合)

マウリッツ・ドールマンズ氏の経歴



マウリッツ・ドールマンズ

Cleary Gottlieb Steen & Hamilton 法律事務所
パートナー弁護士

- マウリッツ・ドールマンズ氏は、EU、オランダ、英国および国際競争法について、特に、先端技術、知的財産、サステナビリティに関連する領域を専門としています。1985年にCleary Gottlieb Steen & Hamilton法律事務所に入所し、1994年にパートナーに就任しました。
- ドールマンズ氏は、情報技術、インターネット、電気通信、メディア、エネルギー、金融サービスの分野で、豊富な経験を有しています。欧州委員会および欧州裁判所、EU加盟国の国内裁判所および競争当局、ICCおよびNAIでの仲裁に関与しています。
- ドールマンズ氏は、サステナビリティと競争法に関連する数多くの事例や取引について助言し、関与してきました。

サステナビリティと競争政策に関する様々な講演や論文、書籍を執筆し、OECDや欧州委員会をはじめとするサステナビリティと競争に関する会議に内容領域専門家として招待されています。

また、欧州グリーンディールやイノベーションなど、その他のサステナビリティに関するイニシアチブについてのアドバイスも行っています。

マウリッツ・ドールマンズ氏の講演概要①

1. 脱炭素化についての障壁

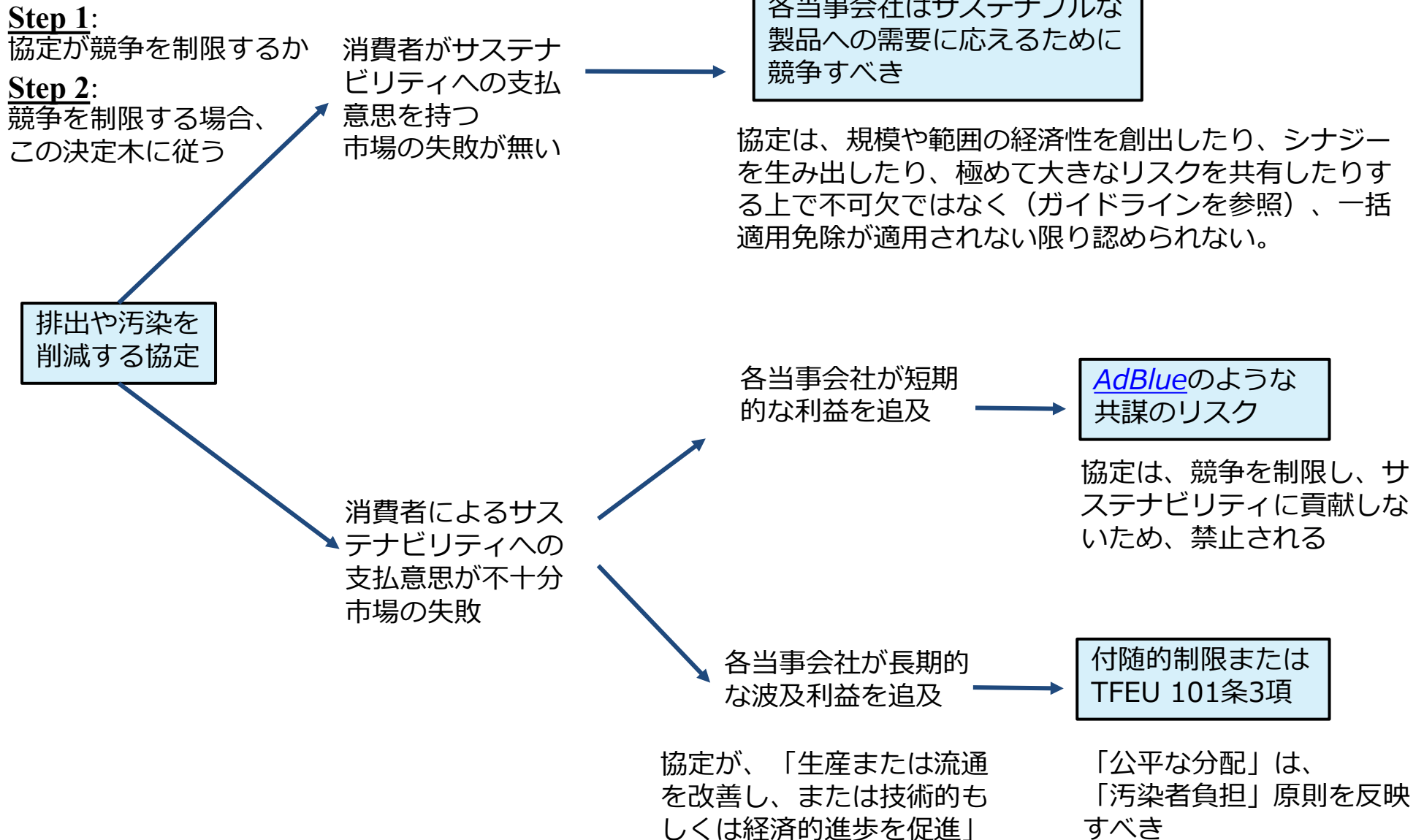
- どの企業もグリーン製品への移行による費用・製品価格の上昇によりシェア・利益を失いたくないという集団行動の問題があるため、脱炭素化を市場のみに頼ることはできない。このため、消費者がサステナビリティのために十分な「支払意思」を持たない市場では、市場の失敗が起きる。
- 規制においても、どの国も他国より規制を厳しくして国益を損ないたくはないという、市場と同様の集団行動の問題が生じるため、市場の失敗を解決するために規制のみに頼ることも不十分である。
- このため、規制を補完する企業間の協力は不可欠である。不幸なことに、競争法は、こうした企業間の協力を禁止または抑制し得るため、脱炭素化にとって障壁となる。こうした協力に関心を持つ企業が、競争法違反を恐れて手を引く事態が、実際に発生している。
- 脱炭素化に向けた企業間の協力のうち、競争法により禁止または抑制される事例：
グリーンスチールの製造に関する企業間合意、石炭火力の共同閉鎖に関する合意 等

マウリッツ・ドールマンズ氏の講演概要②

2. 脱炭素化に向けたEUによる競争政策見直しの取組

- 1つ目の柱は、グリーンウォッシングや規制回避のための共謀、サステナビリティのための取組を制限する合意への対応だった。
- 2つ目の柱は、消費者がサステナビリティのために十分な「支払意思」を持たない市場における、サステナビリティの実現に向けた企業間連携へのサポートである。欧州委員会は、今回発表した水平的協力協定ガイドラインの改正案において、消費者にとっての個人価値利益（個人非使用価値利益を含む）のみならず、集团的利益も考慮する方針を示している。これは、欧州の競争政策における重要な変更となる。
- ただし、集团的利益を考慮できるのは、消費者と受益者が完全または実質的に重複する場合に限られ、また、消費者の利益のみが考慮されるため、未だ不十分である。
- 私は、汚染者（生産者や間接的な消費者）には、汚染者負担原則に基づき、気候変動と汚染の社会的費用の支払いを求めるべきであると主張する。

(参考) TFEU101条3項または比例分析のための決定木 (ディシジョンツリー)



マウリッツ・ドールマンズ氏の講演概要③

3. 脱炭素化に向けた日本の競争政策への期待

- ガイドラインは必要だが、十分ではない。法的不確実性が継続してしまうし、将来的に違反と判断される可能性があることは、脱炭素化に向けた企業間の協力を抑制してしまう。
- このため、以下の3点を提言する。
 - 最低限：サステナビリティ協定を締結しようとする企業に対する個別ガイダンスの提供
 - ベター： サステナビリティ協定の適用除外に関する法律上の規定（当該協定による集团的利益を全て考慮することのできる規定）の創設
（例：オーストリアの法改正）
 - ベスト： サステナビリティ協定に対する一括適用除外（当該協定による集团的利益を全て考慮することのできる規定）の創設
（例：農業分野のサステナビリティ協定に対する欧州委員会の例外措置）

(参考) オランダ消費者・市場庁 Martijn Snoep委員長による講演概要 (要約)

「気候変動に直面した場合の公正かつ効率的な方法とは？」(2022年5月30日)

- 気候変動問題における市場の失敗の打開策として、①政府による各産業セクターごとの明確かつ測定可能な削減目標等の設定、②外部不経済の内部化に伴う生活コストの上昇から低所得者を保護するための税制といった政策のほか、③各産業セクターにおいても、企業個々の取組やサプライチェーン内の垂直的な協力、あるいは目標達成に不可欠な場合には企業間の水平的協力によって、産業セクター別の削減目標をどのように達成できるのか評価する必要がある。

このうち、③の企業間の水平的協力には、競合企業間の生産設備の共同廃棄、共同生産や販売の停止等の協定などが含まれるが、他方、気候変動に影響を与えない製品の価格に関する協定は認められるべきではない。

- EUの水平協力協定GL改定案において示された解釈は、以下の理由により、混乱を招き、「公正な分配」といえるかどうかテストを行うことが事実上困難となるため、妥当でない。
 - ① 消費者が「完全な補償」を受けなければならないとすると、汚染者である消費者に、他者に害を及ぼさないためのコストを補償することとなるため不公平。
 - ② 上記GL改定案では、気候変動の回避のように集団的利益がグローバルに生じる場合には、当該利益のうち比例的な部分のみを考慮しようと考えているように見受けられるところ、その場合、当該利益全体のうち、世界に占めるEUの人口割合(5%)程度しか考慮できないことになりかねず、「公平な分配」テストをクリアすることができない。
- 上記GL改定案の根本的な問題は、動物福祉から温室効果ガス削減まで、あらゆるESG関連のサステナビリティの利益をひとまとめにして、画一的な「公正な分配」テストを行うことを要求し、外部不経済の有無や程度を考慮していない点にある。外部不経済が問題とならない事例について「完全な補償」を求めることは合理的だが、外部不経済がある場合にまでそれを求めるのは、公正でも効率的でもない。
- 温室効果ガスの排出削減に貢献するために不可欠な協定については、協定によってもたらされる総利益が、その協定による価格上昇・選択肢の減少等の消費者への負の影響を上回る場合、競争法の適用を除外することが公正かつ効率的である。

ディルク・ミデルシュルテ氏 (第3回会合)

ディルク・ミデルシュルテ氏の経歴



ディルク・ミデルシュルテ

ユニリーバ

グローバル・ゼネラル・カウンセル（競争）

- ディルク・ミデルシュルテ氏は、2017年10月より、ブリュッセルに拠点を置くユニリーバのグローバル・ゼネラル・カウンセル（競争）を務めています。

個人事務所でキャリアを積んだ後、知財・規制・競争法を扱う社内弁護士として、ベルリンのドイツ鉄道に入社し、2010年以降、同社の反トラスト助言・コンプライアンスチームを率いました。ユニリーバに加わる前は、2015年より、パリのダノン社でグローバル・コンプライアンス・ディレクターとして勤務していました。

- ドイツのマインツ大学で法学博士号を取得しており、国際競争ネットワーク（ICN）で、欧州委員会の非政府アドバイザーを務めています。
- サステナビリティと競争法に関する助言を行ってきた多数の経験を有しており、この分野で複数の講演や論文執筆をしています。例えば、2021年2月に開催された欧州グリーンディールに寄与する競争政策と題する欧州委員会の会議では、パネリストとして招待されています。

ディルク・ミデルシュルテ氏の講演概要①

1. 脱炭素社会に向けた現在のEUの競争政策の問題点

(1) 集団的取組の重要性

- 脱炭素化に向けた個社の取組は重要。しかし、先行者の不利益や消費者の表明選好と顕示選好が異なるという行動的側面の問題がある中、外部不経済に個社で対応するには、法外なコストが掛かるリスクがある。
- 脱炭素化には、個社の取組や規制だけでは不十分な「未解決の市場の失敗」があるため、それを乗り越えて脱炭素化を進める上で、集団的取組は重要な役割を果たす。こうした集団的取組は既に起きているが、その多くは軽いもので、効果が小さく、野心的な目標を達成するには十分ではない。
- 企業に対して目標、誓約、コミットメントの設定とその達成を求める圧力は、当面、大幅な増加が見込まれる。
- 競争政策が役割を果たす方法は、①産業界からの求めを待ってから対応するという従来のアプローチと、②気候危機に対して効果の大きな共同行為を積極的に推奨するアプローチの2つがある。

ディルク・ミデルシュルテ氏の講演概要②

1. 脱炭素社会に向けた現在のEUの競争政策の問題点

(2) 障壁としての競争法①：欧州の状況

- オランダ： ガイドライン案は、グリーン協力の余地を増やしたが、セーフハーバーの適用外の場面において、消費者が価格上昇に対して支払う意思を有すると仮定する「支払意思の原則」は不適切。消費者が支払意思を持つなら、通常、集团的行動は不要。
- オーストリア： サステナビリティの利益が価格上昇を上回り得ることを法律で認めた。
- ギリシャ： グリーン目標を達成するための協力を支持すると発表しているが、ガイドラインは無い。
- ドイツ： 競争法の解釈に保守的だが、最近、サステナビリティに資する企業間協力を認める実用的な判断を示した。
- EU： 新たなガイドライン案にサステナビリティ協定の章が追加されたが、以下の問題点がある。
 - セーフハーバーの適用範囲と、集团的利益の要件が不明確。
 - オランダと同様に「支払意思の原則」が引き合いに出されているが、この原則は不適切。
 - 消費者は「完全な補償」を受けなければならないとしているが、本来は、法で定められている「公正な分配」であるべき。
 - EU市場の消費者の利益にのみ着目しており、海外市場の集团的利益が考慮されていない。
 - 「汚染者（消費者）が得をしなければならない原則」が採用されている。汚染者である消費者に、他者に害を及ぼさないためのコストを補償するのは不公平。
 - 将来の消費者の利益が考慮されていない。

ディルク・ミデルシュルテ氏の講演概要③

1. 脱炭素社会に向けた現在のEUの競争政策の問題点

(2) 障壁としての競争法②：シナリオ

- 全員が参加可能な自主的な標準化や、競争制限に明らかに影響がない協力、消費者の選択に影響のない協力などは、新たなEUのガイドライン案で認められる。
- しかし、軽微でない価格上昇や消費者の選択肢の減少が生じる企業間の協力等が、新たなガイドライン案の下でも認められるかどうか、また、いつ認められるのか非常に疑わしい。（環境効率の高い航空機への移行の協定、一定重量以上の自動車を生産しない協定 等）
- 共同調達に関しては、環境目標を達成するためには、参加企業の市場シェアが高いほど良いが、市場シェアが高いと競争法に抵触するおそれが生じるという根本的な利益相反が生じ得る。
- 例えば、日本の全ての大手石油化学メーカーが水素の共同調達や炭素回収の共同事業を立ち上げた場合に、脱炭素化に貢献できるから問題ないかという、少なくともEU競争法ではそれは明らかではなく、個別の事情による。

ディルク・ミデルシュルテ氏の講演概要④

2. 脱炭素社会に向けて日本に推奨する施策

- 以下のような解決策を検討することができる。

(1) 既存の（EU/日本の）法的枠組みの中の解決策

- 集团的利益を明示的に認めることがEU当局の方針だが、集团的利益と競争制限効果による価格上昇のバランスを取ることで、欧州以外のサステナビリティの利益が消費者への「公正な分配」に考慮されないこと、消費者厚生主義からの根本的な脱却が必要であることなど、未解決の課題がある。

(2) 競争当局による公共の利益の観点での適用除外

- この問題を解決するために公共の利益の観点から適用除外を行う仕組みがある。
 - オーストリア： 幅広い利益を考慮する新たな適用除外規定。
 - オーストラリア： 消費者厚生観点からではなく、公共の利益を理由に、認可を求めることが可能。

(3) ドイツの大臣承認

- 企業結合のための制度だが、このアプローチは共同行為へも適用し得るため、日本の政策を考える上で参考になる。

オーストラリアでは競争当局が承認するのに対して、ドイツは経済エネルギー大臣が承認する。昨年末に新政権が発足し、2025年までに連邦議会も参加する仕組みに変更される可能性がある。

- 公共の利益が広範に解釈されているが、広範過ぎて、政治が介入する余地があるという批判もある。

大臣承認は、競争法の下で脱炭素化を推進する上で有効であるが、脱炭素化に資する場合など、公共の利益を定義し、大臣の権限を明確に定義することが重要。